

税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体「法人会」です。

法人とところざわ

H O U J I N T O K O R O Z A W A

No.

184

2026年 夏号



狭山市都市公園

狭山市都市公園は狭山市内の5つの運動公園です。
(堀兼・上赤坂公園、新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、鶉ノ木運動公園) 各公園には予約制の野球場やテニスコートがありスポーツを楽しめるほか、散策を楽しんだり、芝生広場でゆったりと過ごせる公園もあり、地域の憩いの場として親しまれています。

●写真提供：狭山市観光協会

2026年夏号目次

税務署だより	2～3
県税からのお知らせ／間違い探し	4～5
税制改正アンケート	6～9
第14回定期総会報告／定期総会記念公開講演会	10
女性フォーラム埼玉大会／チャリティーゴルフ大会 ／新会員ご紹介	11
法人会活動報告	12
話のコラム：中小企業が生成AI活用を全社に 浸透させるポイント	13
いちごプロジェクト	14～15



一般社団法人 所沢法人会

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/tokorozawa/>

税務署だより

関東信越国税局

業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
（郵送先名称・住所につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。）
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※）「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専任部署（業務センター）で集約処理する取組です。

関東信越国税局

申告書等用紙が必要な方へのお願い

国税庁では、オンライン手続等のより一層の利用拡大に向け、令和8年6月から税務署における申告書等用紙の備付け(用紙コーナー設置)を行わないこととしましたので、申告書等用紙が必要な場合は、税務署窓口までお申し付けください。

なお、税務署にお越しにならなくても、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機(有料)から印刷することができます。

また、順次多くの申告書等の様式が新しくなり、国税庁ホームページに掲載されますので、申告書等を提出する際は、最新の様式を使用していただくようお願いいたします。

次の二次元コードから自宅等で各種申告書等用紙の印刷ができます

申告所得税関係

- ◆ 所得税の申告書
- ◆ 収支内訳書・青色申告決算書
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係



- ◆ 個人事業の開業・廃業等届出書



- ◆ 所得税の青色申告承認申請書



- ◆ 青色事業専従者給与に関する届出書



源泉所得税・法定調書関係

- ◆ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



- ◆ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書



- ◆ 年末調整関係(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など)



- ◆ 給与所得の源泉徴収票
- ◆ 各種支払調書



法人税・消費税関係

- ◆ 法人税の申告書
- ◆ 各種届出書・申請書



- ◆ 消費税の申告書
- ◆ 消費税の各種届出書・申請書
- ◆ インボイス登録に係る各種届出書・申請書



猶予制度関係

- ◆ 換価の猶予申請書・添付書類



上記以外の税目

- ◆ 上記以外の税目については、「税務手続の案内」をご利用ください。



- セブン-イレブン、ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ローソンのマルチコピー機から主な申告書・届出書の印刷ができます。

※印刷費用が必要(白黒20円、カラー60円/ページ)



県税からのお知らせ

事業主の皆様へ 埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。

個人住民税は給与からの特別徴収が“義務”付けられています！

- 特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、簡単・便利なeLTAXをぜひ御利用ください。



- 従業員の退職等があった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。
- なお、従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合の未徴収税額は次のとおり、一括徴収・納入をお願いします。

※6～12月の間に退職

…従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※1～4月の間に退職

…従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入



【お問い合わせ】

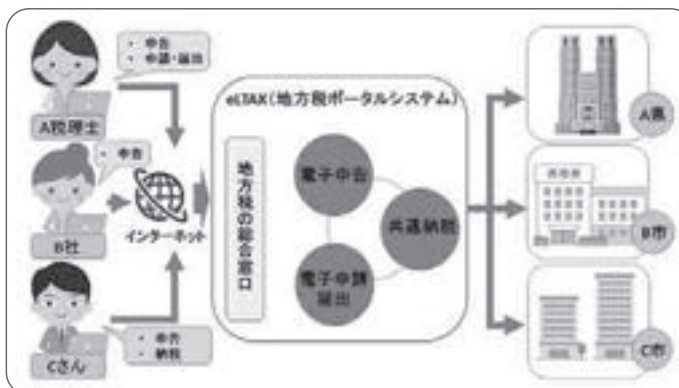
従業員の方がお住まいの市担当課にお問い合わせください。埼玉県総務部個人県民税対策課 048-830-2647

インターネットでカンタン申告・納税！

地方税のポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」をご利用いただくと、窓口に出かけることなくオフィスや自宅から、法人県民税・法人事業税の申告・納税ができます。

簡単に申告書を作成することができる作成支援機能により、税務ソフトウェアとの連携も可能です（eLTAX 対応ソフトに限ります）。

また、電子申告に引き続いて、申告データをもとに納付情報を発行して、「地方税共通納税システム」により、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができます。



法人県民税・法人事業税に関するその

他の申請書等の提出や、個人住民税の特別徴収分に関する報告書等の提出・電子納税など、eLTAX できる地方税の手続は広がっています。

ますます便利になっていくシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続など詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

【お問合せ先】

eLTAX（エルタックス）ヘルプデスク（電話 0570-081459（ハイシンコク））

※上記の電話番号でつながらない場合（電話 03-6745-0720）

各県税事務所又は県税務課（TEL 048-830-2657 FAX 048-830-4737）

8月は個人事業税第1期分の納期です。

8月は個人事業税第1期分の納期です。8月初めに納税通知書をお送りしますので、忘れずに納税してください。個人事業税は、スマートフォン決済アプリ（りそなグループアプリ、PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ、PayB、ファミペイなど）から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付や、金融機関・コンビニエンスストアなどでの納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口では納付はできません。スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトや、コンビニエンスストアでの納付などをご利用ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は、安全・便利・確実な口座振替で！

個人事業税の納税には、口座振替がご利用いただけます。口座振替を利用されますと、納期最終日に金融機関が自動的に振替納税いたしますので、納期の都度納税に出向く手間も省け、うっかり納税を忘れるといった心配もありません。お申込みは、納税通知書に同封されているハガキで簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

なお、8月末までにお申込みをされた方は、第2期（11月が納期）分から口座振替をすることができます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（電話048・830・2664）へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税（URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>）」をご覧ください。

第47回

7つの間違い探し



右の絵と左の絵には
相違点が7か所あります。
見つけられますか？

作者紹介

神谷一郎
(かみや・いちろう)
専修大学法学部卒業、
漫画プロダクション
を経て漫画家に。
現在はフリーランス
のイラストレーターと
して、雑誌・広告・水
彩画挿絵等で活躍中。

プレゼント

全問正解者の中から抽選で5名様にQUOカードが当たります。
さらに、応募者の中から抽選で5名様に法人会キャラクターグッズをプレゼント。

応募方法

郵便番号・住所・氏名・電話番号・7つの間違いの答えと本誌ご感想や、今後取り上げて欲しい内容等をご記入のうえ、〒359-1121 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階「(一社) 所沢法人会・プレゼント係」宛お葉書きでお申込み下さい。

8月28日(金) 消印有効 当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報は当会にて慎重に取扱い、プレゼントの発送以外の目的では使用いたしません。

令和9年度税制改正アンケートにご協力をいただき ありがとうございました

埼玉県法人会連合会では、国の税制改正に広く会員の皆様からのご意見を反映させるため、昨年に引き続き税制委員・役員用と全会員用の二通りに分けて税制改正に関するアンケート調査を実施しました。全会員38,662名を対象とし、延べ3,588名（回答率9.3%）から回答を頂きました。うち税制委員・役員の皆様947名への税制全般に関するアンケートでは、812名（回答率85.7%）の回答を頂きました。アンケートにご協力くださいました皆様方に、深く感謝申し上げます。

アンケートの集計結果に基づき、会員の皆様の貴重なご意見を反映させて令和9年度税制改正要望事項を以下の通りまとめました。

令和8年6月12日

埼玉県法人会連合会 会長 池田 一義
税制委員長 川合 良平

令和9年度税制改正要望事項

<総論>

世界経済は、依然として不透明感が強い状況が続いている。米国による高関税政策が継続され、主要国との通商摩擦が再燃するなど、国際的な供給網や投資環境に不確実性をもたらしめている。欧州では地政学リスクの高まりがエネルギー価格や物流に影響を及ぼし、中国経済は不動産市場の調整長期化により成長の減速が鮮明となっている。こうした世界的な構造変化の中で、サプライチェーンの再編や経済安全保障の強化が進み、企業活動は新たなコスト増とリスク管理の高度化を迫られている。

日本経済は、賃上げの広がりや設備投資の持ち直しを背景に緩やかな回復基調を維持している。特に株式市場では、企業収益の改善や円安基調を背景に株価が最高値を更新し、投資マインドの改善が進んでいる。一方で、食料品やエネルギー価格の高止まりにより個人消費の回復は力強さを欠き、実質所得の伸び悩みが続いている。中小企業では人手不足が深刻化し、賃上げと価格転嫁の両立、さらにはDX・GX投資への対応が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、高市政権は「成長と分配の好循環」を掲げ、設備投資促進税制の創設、スタートアップ支援、GX投資の後押し、地方創生の加速など、多面的な政策を打ち出している。また、デジタル行財政改革を通じた行政効率化や、企業の生産性向上を支える税制・補助制度の整備が進められている。これらの政策は一定の成果を上げつつあるものの、人口減少や労働力不足といった構造的課題は依然として重く、持続的な成長に向けた制度改革が引き続き求められる。

財政面では、令和8年度予算において一般会計総額は過去最大規模となり、社会保障費を筆頭に、防衛費、国債費はいずれも高水準で推移している。国と地方を合わせた長期債務残高は約1,330兆円に達し、GDP比では先進国で最も高い水準にある。財政健全化の必要性はかつてないほど高まっているが、歳出改革は十分に進んでおらず、持続可能な財政運営に向けた抜本的な見直しが求められている。

金融環境については、日本銀行がマイナス金利政策を解除し、段階的な利上げを進めたことで政策金利は0.75%に達した。長期金利も上昇基調にあり、企業の資金調達コストは増加している。もっとも、潜在成長率の低さから急激な金利上昇は見込みにくいものの、金利上昇は国債費の増加を通じて財政に直接影響を与えるため、財政規律の確保と金融政策の連携がこれまで以上に重要となっている。

このように、世界経済の不確実性、日本経済の構造的課題、財政の持続可能性、金利環境の変化が複雑に絡み合う中で、企業活動の予見可能性を高め、持続的な成長を実現するためには、税制・財政・金融政策の総合的な改革が不可欠である。令和9年度税制改正においては、中小企業の成長と地域経済の活性化を支える税制の整備、財政健全化に向けた歳入・歳出改革、そして経済社会の構造変化に対応した制度設計が強く求められる。

<要望事項>

1. 中小企業支援策の拡充・強化を要望する

我が国経済は、賃上げの広がりや設備投資の持ち直しにより緩やかな回復基調を維持しているものの、食料品やエネルギー価格の高止まりにより個人消費の回復は力強さを欠いている。中小企業においては、人手不足の深刻化、物価高によるコスト増、さらにはDX・GX投資の必要性など、事業環境の変化に対応するための負担が一段と増している。こうした状況の中で、企業の成長力を高め、地域経済の活性化を図るためには、中小企業の実態に即した税制支援措置の拡充が不可欠である。

令和9年アンケートでは、「法人税軽減税率の本則化」「賃上げ促進税制の拡充」「設備投資・研究開発税制の強化」など、多岐にわたる税制支援を求める声が寄せられた。特に、昭和56年以来据え置かれている軽減税率の適用所得金額（800万円）については、事業規模の拡大や物価上昇を踏まえ、少なくとも1,600万円程度への引上げを求める意見が強い。

一方、賃上げを継続的に実施するためには、賃上げ促進税制のさらなる拡充と、制度の使いやすさを高めるための簡素化が必要である。さらに、DX・GX投資を進めるための設備投資税制の強化、研究開発税制の拡充、役員給与の損金算入範囲の見直し、交際費課税の損金算入枠の拡大など、企業の成長を後押しする税制措置が求められている。特に中小企業においては、デジタル化や省力化投資が人手不足対策として不可欠であり、投資負担を軽減する税制支援の強化が急務である。また、価格転嫁の遅れが依然として中小企業の収益を圧迫している。

人件費や仕入価格の上昇分を適切に価格に反映できるよう、政府による価格転嫁対策の継続と、税制面からの後押しが必要である。

2. 財政健全化に向けた歳入・歳出一体的改革への取組強化を要望する

我が国の財政状況は依然として厳しく、令和7年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は約1,330兆円に達し、GDP比では先進国で最も高い水準にある。社会保障費、防衛費、国債費はいずれも過去最大規模で推移し、財政構造の硬直化が一段と進んでいる。金利環境も変化し、日本銀行がマイナス金利政策を解除したことで政策金利は0.75%となり、国債費の増加が今後の財政運営に直接影響を及ぼすことが懸念される。

こうした状況の下、財政健全化の実現には、歳入・歳出の双方にわたる抜本的な改革が不可欠である。特に、社会保障制度の持続可能性確保、国と地方の役割分担の明確化、行政のデジタル化による効率化、無駄な予算の排除や歳出の効率化、公務員人件費や議員歳費の適正化など、国民負担に見合う行政運営への転換が求められる。

一方、防衛費増額の財源確保から、令和8年4月より、防衛特別法人税として法人税に4%の付加税が上乗せされた。但し、中小企業には500万円までの基礎控除がある他、法人税は利益に比例するため大企業向け措置との見方もされている中で、従来より議論されている、大企業に対する内部留保課税やデジタル大企業向け課税の検討など、今後も中小企業支援の観点から踏まえた税収の安定確保に向け、経済成長を阻害しない形での税体系の見直しも重要である。

令和9年度税制改正においては、これらの課題に真正面から取り組み、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政基盤の構築に向けた改革を強く要望する。

3. 中小企業の高齢化への対応として、事業承継制度の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための条件緩和を要望する

中小企業の経営者の高齢化が急速に進む中、事業承継の円滑化は地域経済と雇用を維持するうえで喫緊の課題となっている。政府

はこれまで事業承継税制の拡充や特例承継計画の提出期限延長などの措置を講じてきたが、依然として制度の利用件数は十分とは言えず、手続きの煩雑さや要件の厳しさが大きな障壁となっている。

令和9年アンケートでは、「相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の拡充」「納税猶予制度の特例措置の延長・要件拡充」「事業用資産への課税軽減・免除制度の創設」が上位を占め、事業承継に関する税制の更なる見直しを求める声が強い。特に、後継者不在が深刻化する中で、親族内承継・第三者承継の双方を支える柔軟な制度設計が求められている。

今後の事業承継を円滑に進めるためには、特例承継計画の手続き簡素化等も含め、実務に即した制度改正が不可欠である。

令和9年度税制改正において、国や関係団体による一層の周知の徹底に加え、これらの制度がより利用しやすく、事業承継を確実に後押しする仕組みへと進化するように、強く要望する。

4. 経済の持続的成長と雇用の創出、少子高齢化と人口減少社会の急進展に応じた抜本的な税体系の見直しを要望する

我が国では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、生産年齢人口の縮小が経済成長と雇用確保に大きな影響を及ぼしている。企業は深刻な人手不足に直面し、働き手の確保と生産性向上が喫緊の課題となっている。こうした構造的変化に対応するためには、現行の税体系を抜本的に見直し、働く意欲を阻害しない制度設計へと転換することが不可欠である。

令和7年度税制改正では、基礎控除や給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設など、いわゆる「収入の壁」への対応が進んだものの、依然として就業調整は残存しており、より包括的な改革が求められる。また、共働き世帯の増加や多様な働き方の広がりを踏まえ、税と社会保険制度を一体的に見直す必要がある。

さらに、資産の早期移転を促し、世代間の資産循環を高める観点から、相続税・贈与税の制度改革も重要である。N分N乗方式など諸外国の制度も参考にしつつ、家計・企業双方の活力を引き出す税体系への転換が求められる。

令和9年度税制改正においては、人口減少社会に適応した公平・中立・簡素な税体系の構築に向け、抜本的な改革を強く要望する。

5. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入に伴う負担への軽減策や、デジタルインボイスなどの普及に向けた周知、サポート体制の構築を要望する

インボイス制度の導入から一定期間が経過したものの、中小企業における事務負担は依然として大きい。令和9年アンケートでは、「要件を満たしているかの確認作業」（23.2%）、「インボイス要件を満たしていない請求書受領時の対応」（21.7%）、「取引先が適格請求書発行事業者かの確認」（15.3%）が上位を占め、内部・外部双方で煩雑な事務が発生していることが明らかとなった。一方、「特に問題なく対応できている」は7.6%にとどまり、多くの事業者が制度対応に苦慮している。

また、免税事業者との取引に関しては、「これまでと変わらず取引を行う」が31.3%と最も多いものの、「取引を抑制していく」が29.4%を占め、制度による取引排除の懸念が依然として残っている。中小企業の取引環境を守るためには、免税事業者が不利益を被らない仕組みづくりが不可欠である。

今後は、事務負担の軽減と業務効率化を図るため、電子インボイス（デジタルインボイス）の普及促進が重要となる。制度の理解促進、導入支援、会計ソフトとの連携強化など、国による周知・サポート体制の整備が求められる。

令和9年度税制改正においては、インボイス制度の簡素化、デジタルインボイス普及の加速、免税事業者への配慮措置の拡充など、中小企業の負担軽減に向けた実効性ある対応を強く要望する。

6. 固定資産税の抜本的な見直しを要望する

固定資産税は地方自治体の重要な財源である一方、中小企業にとっては景気動向に左右されず毎年発生する固定的な負担であり、事業継続や投資判断に大きな影響を与えている。特に償却資産に対する課税は、設備投資を抑制する要因となり、生産性向上や省力化投資が求められる現在の経済環境において、その見直しが強く求められている。

令和9年アンケートでは、「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含め見直す」が37.2%と最も多く、「家屋評価の見直し」「商業地等の宅地の評価方法の見直し」「免税点の引上げ」が続ぎ、固定資産税全般に対する抜本的な改革を求める声が多数を占めた。特に償却資産課税については、設備投資を阻害しない制度への転換が急務である。

また、評価方法が複雑で分かりにくいことや、実態に即した評価が行われていないとの指摘も多く、透明性・公平性の向上が求められる。中小企業の成長を支えるためには、収益性や経過年数を考慮した合理的な評価制度への見直しが必要である。

令和9年度税制改正においては、償却資産課税の廃止を含む抜本的見直し、宅地・家屋評価の合理化、免税点の引上げなど、中小企業の負担軽減と投資促進につながる改革を強く要望する。

以上

<各 論>

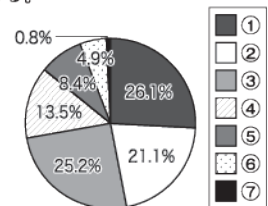
【中小企業向け税制】

<法人税の軽減税率の本則化、及び雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充など、経営活性化に資する税制措置の拡充を要望する>

中小企業向け税制のアンケートでは「法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化」26.1%、「雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充」25.2%、「設備投資・研究開発を促進する税制の拡充」21.1%となっており、多岐にわたる改正、拡充を広く求める回答である。中小企業の経営基盤強化と構造的な賃上げの実現には、税制支援の拡充が不可欠である。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等 | ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大 |
| ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 | ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充 |
| ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 | ⑦その他 |
| ④役員給与の損金算入の拡充 | |

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
埼玉県連	1,723	1,395	1,665	892	552	326	51



【交際費課税】

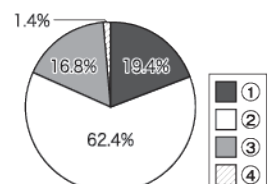
<中小企業の経営基盤を支える重要な制度であり、特例期限の再延長を望む>

交際費課税について、中小法人は①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入の何れかを選択して適用する事が認められている。令和6年度税制改正では、社外の人との飲食等で「1人当り1万円以下」の飲食費については、交際費等の範囲から除外された。与党は、令和9年度の税制改正で交際費課税の見直しを行う方針である。アンケートでは、「定額控除の範囲内で支出している」62.4%であり、また、飲食費の金額基準については、「現行のままでよい」63.9%であり、現行制度の継続を求める声が多数を占めた。

(1) 定額控除（800万円）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ①交際費は定額控除を超えて支出している | ③中小法人以外であり、定額控除の適用はない |
| ②交際費は定額控除の範囲内で支出している | ④その他 |

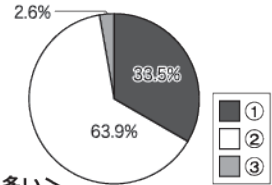
	①	②	③	④
埼玉県連	694	2,232	602	49



(2) 交際費から除外される飲食費の額 (1 万円)

- ① 飲食費の金額基準はさらに引き上げたほうがよい
② 飲食費の金額基準は現行のままでよい ③ その他

	①	②	③
埼玉県連	1,169	2,228	92



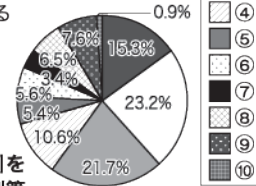
【消費税/インボイス制度①】

＜課税事業者の方に、インボイス制度導入後3年目に際し、現在でも負担に感じる作業についてのアンケートでは、「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」の回答が最も多い＞

課税事業者の方に、インボイス制度導入後3年目に際し、現在でも負担に感じる作業についてのアンケートでは、「受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業」23.2%、「インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応」21.7%、「取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業」15.3%、など内部・外部要因ともに多岐にわたっている。一方「特に問題なく対応できている」は7.6%に留まっている。制度への負担は依然として大きく、具体的な処理事例や導入に際した国の補助金制度及び、業務効率化を図る為の電子インボイス（デジタルインボイス）の普及・活用に向けた周知等を要望する。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業 ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業 ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応 ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 ⑨ 特に問題なく対応できている
⑤ 従業員への社内教育・研修 ⑩ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
埼玉県連	801	1,216	1,137	556	284	292	177	342	400	46



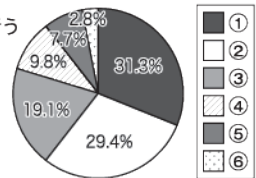
【消費税/インボイス制度②】

＜課税事業者の方に、今後の免税事業者との取引についてのアンケートでは、「これまでと変わらず取引を行う」の回答が最も多い。一方、「課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく（すでに抑制等しているを含む）」は29.4%であり、免税事業者が事業取引から排除されないよう配慮が必要である＞

令和8年度の税制改正では、免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が見直された。課税事業者の方に、インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてのアンケートでは、「これまでと変わらず取引を行う」31.3%、一方「課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく（すでに抑制等しているを含む）」29.4%となっている。免税事業者が事業取引から排除されないよう配慮が必要である。

- ① これまでと変わらず取引を行う ④ 課税仕入れを 30% 控除できるまでは取引を行う
② 課税事業者ではない取引先とは、取引を抑制等していく ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
③ 課税仕入れを 70% から 50% 控除できるまでは取引を行う ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥
埼玉県連	1,102	1,034	672	344	270	99



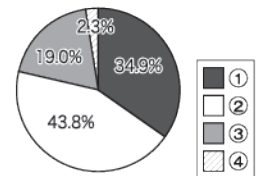
【消費税/食料品に対する消費税率】

＜今般の衆議院選挙において、与党は「2年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにする」との公約を掲げた。この政策に対して事業者の立場としてどう考えるかのアンケートでは、「物価高対策として有効であるとする」が最も多い＞

今般の衆議院選挙において、与党は「2年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにする」との公約を掲げた。この食料品に対する消費税率を引き下げることに伴うアンケートでは、「物価高対策として有効であるとする」43.8%、一方「社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである」34.9%と賛否が分かれた。事務負担や財源問題を伴うため、慎重な検討が求められている。

- ① 社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである
② 物価高対策として有効であるとする ③ 現時点では判断できない ④ その他

	①	②	③	④
埼玉県連	1,246	1,565	677	82



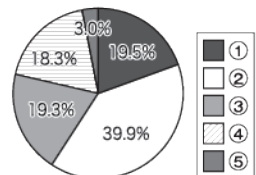
【事業承継/事業承継税制】

＜相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充、事業承継制度の制度改正、生前贈与制度の更なる拡充、納税猶予のための要件拡充を要望する＞

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じている。令和8年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において特例承継計画の提出期限が1年6か月延長された。これまでの改正を踏まえ、今後の事業承継税制について特に重視すべき点のアンケートでは「相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める」39.9%、「納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める」19.3%、「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める」18.3%、に対し、「これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する」19.5%という回答に留まり、基礎控除やさらなる制度改正、納税猶予のための要件拡充を要望する。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
② 相続時精算課税制度や贈与税の基礎控除の更なる拡充を求める ⑤ その他
③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	809	1,653	800	758	124



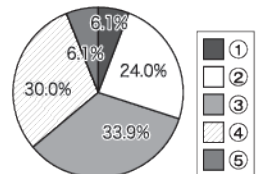
【所得税/基礎控除等①】

＜基礎控除や給与所得控除の見直しが引き続き求められる＞

令和7年度の税制改正では、所得税が課税されない給与収入額が103万円から160万円（年収200万円以下の場合）へと拡大された。これを踏まえ、昨年における会社のパート従業員等への「就業調整」の状況についてのアンケートでは、「もともと就業調整は行われていない」30.0%であり、一方、「これまでと変わらず就業調整は行われた」33.9%となっている。「多少は就業調整が解消された」24.0%、「就業調整は解消された」6.1%と一定の効果は認められるものの、引き続き見直しの継続が求められる。

- ① 就業調整は解消された ③ これまでと変わらず就業調整は行われた
② 多少は就業調整が解消された ④ もともと就業調整は行われていない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	216	856	1,208	1,068	217

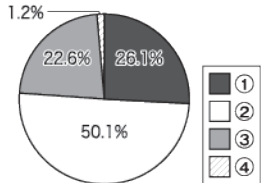


【所得税／基礎控除等②】

＜直近2年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みの導入に際しては、制度の複雑化への懸念が強く、事業者への配慮が求められる＞
物価が上昇局面にある場合、基礎控除額が一定のままだと、実質的な税負担が増えることが指摘されている。令和8年度税制改正では、直近2年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みが新たに導入された。2年ごとに控除額が変動する制度についてのアンケートでは、「制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である」50.1%、「従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である」26.1%、「現時点では判断できない」22.6%となっている。従業員の手取りが増えることが期待できる点を評価しつつも、制度の複雑化への懸念が強い。

- ①従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である ③現時点では判断できない 1.2%
②制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である ④その他

	①	②	③	④
埼玉県連	931	1,783	806	41



【所得税／給付付き税額控除】

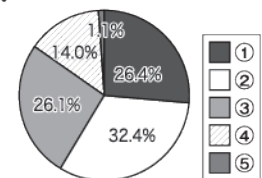
＜給付付き税額控除制度の導入に際しては、本制度の導入についての理解は進みつつある。

但し、いま以上に所得を政府に把握されることへの抵抗感は強い＞

政府・与党は、中・低所得層の税負担を軽減し、所得に応じて手取りが増える仕組みとして「給付付き税額控除制度」の導入を検討している。「給付付き税額控除」は、国民の所得を把握した上で、その多寡に応じて税額控除や給付を行う制度であり、特に低所得層への現金給付が手厚くなる仕組みである。そのために、個々人の所得を正確に把握することが求められる。この制度導入についてのアンケートでは、「現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき」32.4%、「公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき」26.4%、一方「いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき」26.1%、となっている。制度設計には慎重な検討を求める。

- ①公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき ④現時点では判断できない
②現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき ⑤その他
③いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	946	1,159	933	501	39



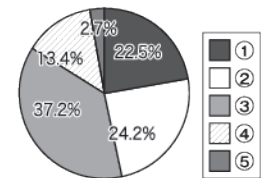
【地方税／固定資産税】

＜固定資産税の負担感は強く、抜本的見直しが必要＞

固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われている。その一方で、負担感の高まりに伴って抜本的な見直しが必要との意見がある。固定資産税の見直しについてアンケートでは「償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含め見直す」37.2%、「家屋の評価方法を見直す」24.2%、「商業地等の宅地の評価方法を見直す」22.5%、「免税点をさらに引き上げる」13.4%、という回答結果であり、引き続き多岐にわたって抜本的見直しを要望する意見がある。

- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
②家屋の評価方法を見直す ④免税点をさらに引き上げる ⑤その他

	①	②	③	④	⑤
埼玉県連	936	1,004	1,545	559	113



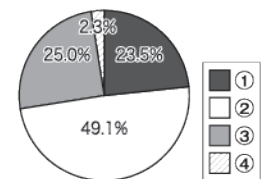
【厚生年金の適用範囲の拡大】

＜現状以上の厚生年金の適用範囲拡大には抵抗感が強い＞

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっているが、今後は、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）等が撤廃されることとなった。アンケートでは、「企業負担が増えるので反対である」49.1%、一方「人材を確保するためにはやむを得ない」23.5%、となっている。人材を確保するためには、現状程度の社会保険の適用範囲はやむを得ないとされているが、特に小規模事業者への拡大は企業負担の拡大等から抵抗感は強く、政府による緩和措置の実施等を要望する。

- ①人材を確保するためにはやむを得ない ③現時点では判断できない
②企業負担が増えるので反対である ④その他

	①	②	③	④
埼玉県連	841	1,755	894	83



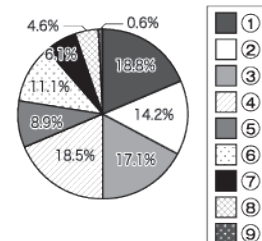
【行財政改革】

＜無駄な予算の排除や歳出の効率化、議員数の削減及び歳費等の抑制に加え、人口減社会に備えた「スマート自治体」の整備、国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲の早期確立、国に多くの財源を依存する体質の見直しが必要＞

国や地方では行財政改革に取り組みつづけるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われていない。行財政改革を推進するために、国・地方においてはどの項目を中心に見直すことが望ましいかとのアンケートでは、「無駄な予算の排除や歳出の効率化」18.8%、「議員数の削減および歳費等の抑制」18.5%、「公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制」17.1%、「国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲」14.2%、「特殊法人や独立行政法人の見直し」11.1%、「客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証」8.9%、「デジタル化による業務改革」6.1%、「積極的な民間活力の導入」4.6%、となった。コロナ禍で表面化した自治体や医療機関での連携不足などは、国と地方の役割分担の曖昧さが根源にある。又、将来の人口減社会に備え「AI」などを活用したスマート自治体の整備などとともに、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質から早期に脱するような抜本的な見直しが必要である。

- ①無駄な予算の排除や歳出の効率化 ⑥特殊法人や独立行政法人の見直し
②国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 ⑦デジタル化による業務改革
③公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制 ⑧積極的な民間活力の導入
④議員数の削減および歳費等の抑制 ⑨その他
⑤客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
埼玉県連	1,286	974	1,171	1,269	612	763	419	316	40



第14回定期総会開催

「第14回定期総会」が令和8年5月26日(火)午後2時より、ホテル・ヘリテージ飯能において傳川所沢税務署長、横山所沢県税・小関飯能県税両事務所長はじめご来賓の方々にご臨席をいただき開催されました。

尚、議案「令和7年度収支決算承認に関する件」は、原案通り承認可決されました。議事・報告事項の終了後、会員増強・福利厚生制度に貢献された方々への表彰状・感謝状の贈呈が行われ、その後、ご来賓よりご祝辞をいただきました。

会員加入勧奨・福利厚生制度推進にご尽力いただき、受賞の栄に輝きました方々は次の通りです。

(順不同・敬称略)



第14回定期総会
齋藤会長挨拶



第14回定期総会
贈呈式



第14回定期総会
傳川所沢税務署長ご祝辞

《会 員 増 強》

税 理 士 会：荒木 章	吉田 茂彦	金子 俊哉				
役員・会員：齋藤 栄作	細田 浩司	照沼 拓	吉澤 誠十	八木 正明	露木 茂	
小谷野 大典	近藤 泰生	桑田 五郎	星野 芳則	須澤 一男	佐藤 真	
小澤 潤	柿迫 裕子	宇野 雄一	田口 勇男	小川 浩子		
金 融 機 関：埼玉りそな銀行	所 沢 支 店	狭 山 支 店	入 間 支 店	日 高 支 店		
武蔵野銀行	所 沢 支 店	飯 能 支 店	狭 山 支 店			
飯能信用金庫	所 沢 支 店	所沢松井支店	新所沢支店	狭山ヶ丘支店	山 口 支 店	
	小手指支店	飯能中央支店	東飯能支店	飯能南支店	入 曽 支 店	
	狭 山 支 店	狭山西支店	入 間 支 店	入間西支店	仏 子 支 店	
	武蔵藤沢支店	黒 須 支 店				
埼玉縣信用金庫	所 沢 東 支 店	狭 山 支 店				
青梅信用金庫	狭 山 支 店	入 間 支 店				

提携生損保：大同生命保険(株) 所沢営業所 A I G損害保険(株) 埼玉支店 アフラック生命保険(株) 埼玉総合支社

《福利厚生制度》

役員・会員：日向 貴一	細田 浩司	照沼 拓	吉澤 誠十			
生損保推進員：齋藤 美紀	吉田 礼子	白根 真己子	大塚 美乃里	鶴見 隆介	加藤 秀之	

定期総会記念公開講演会

所沢法人会は令和8年5月26日(火)、ホテル・ヘリテージ飯能において「定期総会記念公開講演会」を開催しました。

当日は会員企業をはじめ多くの方々にご参加いただき、将棋棋士の杉本昌隆八段を講師にお迎えし、「師匠が語る弟子・藤井聡太という才能」と題してご講演いただきました。

講演ではまず、藤井聡太六冠(名人・竜王など)の少年時代に触れ、出会って数年後の8歳の頃にはモーツァルトに匹敵するほどの突出した才能の持ち主であると確信していたことや、祖母に早くから勝てた経験が「将棋の楽しさ」の原点となったエピソードが紹介されました。続いて、現代の若手棋士、いわゆるZ世代の価値観にも話題が及びました。合理性を重視する若手や修行中の奨励会員が、対局の記録係を「タイパ(タイムパフォーマンス)が悪い」と敬遠する傾向や、駒を高く振り下ろす伝統的な所作を「労力の無駄」と捉えるなど、世代間の意識の違いをユーモアを交えて解説。杉本八段は「昭和流の厳しい修行を押し付けるのではなく、若者がやりがいを感じられるよう『考えるスペース』を残すことが大切」と述べ、現代の育成論を語りました。さらに、急速に進化するAI(将棋ソフト)についても言及。「AIは棋士の個性を奪う」との懸念がかつてはあったものの、実際には、最善手だけでなく評価値がやや低い手をあえて選ぶことで「自分らしい将棋」を追求できるようになり、むしろ個性を伸ばすツールになっていると指摘。「知識はAIから学べる時代だからこそ、その先にある『美意識』を教えるのが師匠の役割」と語りました。

最後の質疑応答では、「トップ棋士の勝敗を分けるものは何か」との質問に対し、「研究は全員が徹底して行っている。最後にものを言うのは、負けてもすぐに立ち直れる情熱、人間としての生命力、そして人生観だ」と力強く回答。会場は大きな拍手に包まれ、講演会は盛況のうちに幕を閉じました。



定期総会記念公開講演会
杉本昌隆氏講演

女性フォーラム埼玉大会

令和8年4月16日(木)、さいたま市の「ソニックシティホール」に於いて「第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会」が開催され、全国から約1,600名を超える女性部会員等が参加しました。

大会式典では開会、国歌斉唱、宇野三花 埼玉県連女連協会長による歓迎の挨拶、スロ



大会式典



オープニングアトラクション



林家たい平氏講演

ーガン「彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～」の唱和の後、村上康恵全法連女連協会長及び斎藤保全法連会長の主催者挨拶に続き、高橋国税庁課税部長、大野埼玉県知事をはじめとする多くのご来賓の祝辞を頂戴した後、主管県連である埼玉県連女連協会による映像上映を利用した活動報告、そして「大会宣言」が読み上げられ、最後に次回開催地県連である長崎県連女連協会長への大会旗の伝達が実施されました。

大会式典開催前には、オープニングアトラクションとして小・中・高校生ダンスチーム「VIOLET」によるダンスパフォーマンスが披露された他、記念講演会では落語家「林家たい平」氏が「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題する公開講演会が開催され、その巧みな話術で会場全体を笑顔で満たし、大変な盛り上がりとなりました。

埼玉県連所属の各単位会からは、多数の女性部会会員、青年部会会員が大会運営に尽力し、全国から来場された皆様を温かくお迎えし、地元開催の女性フォーラムは大変活気ある素晴らしい大会となりました。

チャリティーゴルフ大会

令和8年3月25日(水)、武蔵カントリークラブ 豊岡コースにて、チャリティーゴルフ大会が開催されました。入賞された方々は以下の通りです。入賞おめでとうございます！

- 優勝 山田 俊一 様 [(株)日本製鋼所]
準優勝 石田 克仁 様 [(有)日建ハウス工業]
第三位 金子 俊哉 様 [(株)金子財務コンサルティング]
第四位 二上 圭吾 様 [(株)所沢ホンダ]
第五位 最上 義 様 [(一財)福祉教育支援協会]
ベスト 小谷野 大典 様 [(株)小谷野水道設備]

- 〈女性の部〉
優勝 武仲 今吹 様 [(一財)福祉教育支援協会]
準優勝 石川 麻衣子 様 [(株)三栄商事]
第三位 穴倉 美可 様 [(株)フレスコ]



チャリティー募金の総額 100,610円

ご協力、誠にありがとうございました。全額、「さいたま緑のトラスト基金」へ寄附させていただきます。

所沢法人会 新入会 会員紹介

●令和8.3.1～6.15

※情報公開に同意いただいた新会員様のみ掲載

支部	会 員 名	住 所	支部	会 員 名	住 所
所沢	(株)剛英	所沢市東狭山ヶ丘6-725-170	狭山	ひとえ社会保険労務士事務所	狭山市広瀬東3-3-26
	(一社)日台未来パートナーシップ協会	所沢市小手指町3-15 小手指ハイック404		整体サロンふくろう	狭山市柏原1856-6
	(株)大照	所沢市神米金506-9	入間	(株)spectrum	入間市小谷田1-1-4
	両馬(株)	所沢市西所沢1-16-17		(株)川上設備	入間市下藤沢622-10
	(株)川華建設	所沢市松葉町23-16		(株)秋山製作所	入間市狭山台2-11-12
	小早川 一博	所沢市北岩岡624-13	その他	(一財)あんしん財団 埼玉支局	さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル7階
飯能	(株)MSK	飯能市八幡町13-16 間川ビル202		(株)システムリンク	新宿区四谷4-13-1 山崎ビル5階
狭山	彩の国ホームケア(同)	狭山市笹井1-36-24		(株)アライーハ一	世田谷区奥沢7-23-14-204
	シティブロモーション(株)	狭山市東三ツ木1-1		(株)Y.selection	日高市女影388-3

所沢法人会活動報告

令和 8.3.1 ~ 令和 8.6.15

開催日	事業名
3月	9日 青年部会／親睦ゴルフ大会 (於:久邇カントリークラブ)
	10日 入間支部／会員増強会議 (於:入間市 IL MATINI)
	18日 新設法人税務研修会 (於:所沢市民文化センター ミューズ)
	24日 入間支部／会員一日研修会 (於:群馬方面)
	25日 チャリティーゴルフ大会 (於:武蔵カントリークラブ/豊岡コース)
4月	8・16日 生活習慣病健診 (於:所沢市民文化センター ミューズ)
	14・23日 (於:狭山市民会館)
	22日 (於:飯能市民会館)
	8日 所沢支部／新入社員研修 (於:所沢商工会議所 会議室)
	14日 会計監査 (於:所沢商工会議所 会議室)
	16日 全国女性フォーラム・埼玉大会 (於:さいたま市 ソニックシティ)
	17日 監査会 (於:所沢商工会議所 会議室)
	20日 女性部会／第1回役員会・監査会 第14回事業報告会 (於:狭山市 ニックス)
	22日 第1回総務委員会 (於:狭山市 ニックス)
	24日 第1回正副会長会議 第1回理事会 (於:所沢市 プラススペース所沢)
5月	8日 エクセル講座 初級
	18日 エクセル講座 中級
	27日 エクセル講座 上級 (於:オンライン)
	11日 第14回所沢支部事業報告会 (於:所沢市 掬水亭)
	14日 第14回飯能支部事業報告会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
	18日 第14回狭山支部事業報告会 (於:狭山市 ニックス)
	第14回入間支部事業報告会 (於:入間市 魚いち)
	19日 青年部会／第1回役員会・監査会 第14回事業報告会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
	所沢支部／補助金・助成金説明会 (於:所沢商工会議所 会議室)
	26日 第14回定期総会・記念公開講演会 (於:飯能市 ホテル・ヘリテイジ)
6月	27日 所沢支部「経理のすべて」セミナー (於:所沢商工会議所 会議室)
	法人税・消費税申告説明会 (於:入間市産業文化センター)
	4日 (於:飯能商工会議所 会議室)
	5日 (於:所沢税務署 会議室)
	10日 (於:狭山市民会館 会議室)
	8日 第1回税制委員会 (於:入間市 魚いち)



青年部会／親睦ゴルフ大会



新設法人税務研修会



女性部会／第1回役員会



女性部会／第14回事業報告会



第1回総務委員会



第1回正副会長会議



第1回理事会



青年部会／第1回役員会



青年部会／第14回事業報告会



法人税・消費税申告説明会



第1回税制委員会



さいたま緑のトラスト基金へのご協力ありがとうございました

募金活動には、多くの皆さまからご協力をいただき、誠にありがとうございました。

令和7年度は **122,155 円**を
さいたま緑のトラスト基金へ寄附いたしました。



中小企業が生成AI活用を全社に浸透させるポイント

●株式会社ジェイック 近藤浩充

[筆者紹介] 近藤浩充(こんどう・ひろみつ)

獨協大学卒業後、情報システム系の会社を経て株式会社ジェイックに入社。全社経営戦略、教育事業、採用・就職支援事業の責任者を経て取締役 Human Growth Division事業部長。企業の採用・育成課題を知る立場から、企業向け教育研修を監修するほか、一般企業、金融機関、経営者クラブなどで、社員育成の手法やキャリア形成等についての講演を行っている。



生産性向上や人手不足解消のため、生成AIの導入を進める中小企業が増えています。しかし、「導入したものの、ITに詳しい一部の社員しか使っていない」「現場に定着しない」という悩みをよく耳にします。AI活用を全社に浸透させることは、社員の新たなスキル習得（リスキリング）をうながす組織変革でもあります。一部の部署にとどめず、企業全体の競争力強化につなげるためには何が必要なのでしょうか。自社での実践事例も交えながら、中小企業が生成AI活用を全社に浸透させるための推進のポイントをご紹介します。

【目的の明確化】AI導入の目的を「単なる効率化」と伝えていないでしょうか。それだけでは社員の意欲は湧きづらいものです。AI活用の真の目的は、定型業務をAIに任せることで、社員が「人にしかできない仕事」に集中することです。例えば、商談の記録や提案資料の作成をAIに任せて、浮いた時間を顧客へのきめ細やかなフォローや部下との対話といった「対人業務」に使います。この目的を明確に示し、共感を得ることが第一歩となります。

【推進者が教えすぎない】AIを現場に定着させる際、IT担当者が「こう使いなさい」と手取り足取り教えるのは逆効果になることがあります。現場との間に温度差が生まれてしまうからです。重要なのは、身近な同僚がAIを使って業務を効率化している「事例」を共有し、「私にもできるかも」と実感させることです。自発的に成功事例を共有し合える場を作り、あえて推進者が教えすぎず、同僚の事例から「追体験」

させることで、現場の主体性を引き出します。

【業務時間を活用】新しいツールの習得を業務時間外の自己研鑽に任せると、負担感からモチベーションの低下を招きます。リスキリングは業務の一部ととらえ、必ず業務時間内にAIに触れる時間を設けることが重要です。また、社内で独自の研修をゼロから作る必要はありません。YouTubeなどの無料の解説動画を活用して手軽に学べる環境を整えることも、無理なく推進するコツです。

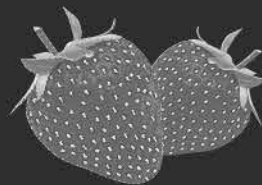
【称賛の機会を設ける】AI活用が定着するよう、定期的に成果を振り返る機会を設けます。当社では、各事業部でAIによってどのくらい業務時間を削減できたかを可視化し、キックオフ（プロジェクトや取り組みの開始のために行われる会議やイベント）などの場で表彰する仕組みを整えました。ここで管理職に求められるのは、社員の試行錯誤や小さな成果に対して承認し、「称賛」の言葉をかけることです。この称賛の連鎖が、自発的にナレッジ（付加価値のある知識・経験や事例など）を共有する文化を育み、AIに懐疑的だった社員をも巻き込む原動力となります。

【まとめ】生成AIの活用推進は、単なるツールの導入にとどまりません。対話や称賛といったマネジメントを通じて社員の主体性を引き出し、本来の能力を発揮させる取り組みです。社員一人一人が自ら考え、AIを使いこなしながら生産性の高い組織を作っていたいだきたいと思います。

いちご通信 2026. 夏

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

無理なく 無駄なく 快適に

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。

そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され約70万社の企業が加入しています。

法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

みんなで出来る夏の節電

風の通り道を
作ろう！



直射日光を避けて
涼しい部屋を
作ろう！



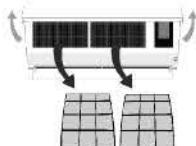
わが家の省エネ・節電メニュー

期間 7月～9月

ライフスタイルに合わせて、無理のない範囲で省エネ・節電に取り組みましょう。

ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

エアコン



室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう（右記の節電効果は室内温度を26℃から2℃上げた場合の数値）。

※熱中症にご注意下さい。

目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。

日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓からの日差しを和らげましょう。

節電効果
(削減率)
☐ 5.4%

節電効果
(削減率)
☐ 1.9%

照明



リビング等の部屋の明るさを下げましょう。

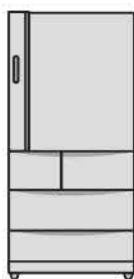
不要な照明は消しましょう。

OFF

節電効果
(削減率)
☐ 2.5%

節電効果
(削減率)
☐ 1.5%

冷蔵庫



冷蔵庫の冷やしすぎを避け（強→中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。
※食品の傷みにはご注意ください。

壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。

みんなで
節電アクション!



節電効果
(削減率)
☐ 1.2%

待機電力



リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう（テレビ、パソコン、プリンターなど）。

節電効果
(削減率)
☐ 0.5%

テレビ

主電源
OFF



省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。

節電効果
(削減率)
☐ 2.0%

温水洗浄便座



温水のオフ機能、タイマー節約機能を利用しましょう。機能がな場合、使わないときはコンセントからプラグを抜きましょう。

節電効果
(削減率)
☐ 0.3%

洗濯機 乾燥機



洗濯は容量の8割以上を目安にまとめて洗いをしましょう。

節電効果
(削減率)
☐ 0.4%

衣類乾燥機（洗濯機の乾燥機能含む）や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用時間を短くしましょう。

節電効果
(削減率)
☐ 0.4%

「節電効果」は点灯帯（19時頃）の家庭の電力使用量に対する節電効果の概算値です。
地域・時間帯により節電効果は変動します。

出典：経済産業省 省エネポータルサイト

一般社団法人所沢法人会
女性部会



法人会「いちごプロジェクト」サイトはこちら →



法人会の経営者大型総合保険制度
 広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
 最高3億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額3億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありせん。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありせん。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2025年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

埼玉西支社 所沢営業所 所沢市くすのき台3-18-3
 TEL 04-2003-2261



AIG 損害保険株式会社

埼玉支店 さいたま市大宮区大門町3-54
 TEL 048-641-4050

F-2025-0003(2025年11月4日)
 25-073022 2025-11



アフラックは、1983年より
 「法人会福利厚生制度」を
 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
 法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

(引受保険会社)

アフラック 埼玉総合支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505